様式第２号

家　族　調　書

家族構成及び事業（家業）等に関する調査書

氏　名 ※1	組合員との続柄	生年月日	年齢（歳）	同居・別居 ※2	職　業 ※3	収入年額（円） ※4	備　考
	組合員	大・昭・平・令					
		大・昭・平・令		同 ・ 別			
		大・昭・平・令		同 ・ 別			
		大・昭・平・令		同 ・ 別			
		大・昭・平・令		同 ・ 別			
		大・昭・平・令		同 ・ 別			
		大・昭・平・令		同 ・ 別			
		大・昭・平・令		同 ・ 別			

扶　養　事　実　申　立　書 ※5

1　扶養されるまでの状態　【加入していた健康保険：☐ 国保 ☐ 社保 ☐ 任意継続 ☐ その他（　　）】

該当に☑してください　【傷病手当金等の受給の有無：☐ 受給している ☐ 受給予定 ☐ 受給しない】

【雇用保険の受給の有無：☐ 受給している ☐ 受給予定（予定年月　　年　　月頃）】

扶養事実発生日、扶養の状況等（いつから、どのようになど詳しく記入してください。）

2　組合員が扶養しなければならない理由、認定対象者の今後の予定等（詳しく記入してください。）

3　別居している場合（その理由）

生計費の仕送り額	（１ 月額 ・２ 年額 ）　円

※別居の場合は、別途「仕送り状況申立書」、「送金の事実が確認できる書類」を添付してください。（配偶者、生徒及び学生の子は省略）

上記のとおり申し立てます。
なお、扶養の事実がなくなった場合には、遅滞なく届け出ることをあわせて申し立てます。

青森県市町村職員共済組合理事長　様

年　　月　　日

組合員等記号番号　　－

組合員氏名

※裏面の留意事項等をよく読んで記入してください。

（裏面）

Ⅰ 家族調書記載にあたっての留意事項

※１　氏名欄及び続柄について

認定対象者（認定を受けようとする者）の扶養義務者（配偶者・父母・子・兄弟姉妹等）及び同居家族（既被扶養認定者を含む）を記入してください。

なお、続柄については、「子」ではなく、「長男」「長女」というように記入してください。

※２　同居・別居の別について

住民登録の状況ではなく、実態として別居なのか同居なのかを記入してください。

組合員と認定対象者が世帯分離している場合は、別居の取扱いとなります。

※３　職業欄

公務員や会社員という職種ではなく、勤務先の名称を記入してください。

自営業者及びそれに従事している者については、農業、飲食店、理髪店、アパート経営などその業種を記入してください。

また、学生等については、○○大学○年在学と記入し、卒業年月を備考欄に記入してください。

※４　収入年額欄

組合員及び認定対象者の認定される時から向こう１年間における恒常的な収入の総額を記入してください。

①給与所得者は、総収入金額（通勤手当等含む）

②公的年金等受給者は、全ての受給年金額の総額（障害年金、遺族年金、恩給・扶助料を含む）

③自営業者などの事業等所得者は、総収入金額から必要経費を控除した額

なお、控除できる経費は、所得税法上の必要経費とは異なりますのでご注意願います。

④上記のほか複数の収入がある場合は、合算した総収入金額を記入してください。

※５　扶養事実申立書欄

扶養されるまでの状態及び組合員が扶養しなければならない理由等を詳しく記入してください。認定対象者と別居している場合は、別居している理由と仕送り額を記入してください。

なお、別居している認定対象者が配偶者、義務教育終了までの子、生徒及び学生の子以外の場合は、別途「仕送り状況申立書」、「送金の事実が確認できる書類」を提出する必要があります。

「国内居住要件の例外」に該当する場合は、その旨を記載してください。海外において留学する学生、日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎がある場合は、例外に該当することの証明書類の添付が必要となります。

Ⅱ 認定の考え方と提出書類について

１　被扶養者の範囲

被扶養者は、三親等内の親族、かつ、主として組合員の収入により生計を維持するものであって日本国内に住所を有するものに限り、認定の対象範囲となります。

なお、三親等内であっても、続柄により組合員と同一世帯（生計を共にし、かつ、同居している）でなければ対象外となる場合があります。

また、認定対象者のうち、配偶者と実子以外の者は、戸籍謄本により続柄や家族構成を確認しますので、組合員との関係が分かるものを提出してください。

２　生計維持関係

扶養能力のある扶養義務者が組合員以外に同居しているときは、扶養手当支給の有無、税法上の扶養、収入等を総合的に勘案して判断します。

３　認定対象者の収入の取扱い

①収入とは

共済法でいう収入とは、所得税法上の所得をさすものではなく、その者の年間における恒常的な収入の総額のことです。

ただし、退職金、生命保険等の保険金、不動産処分よる収入等「一時的に生じた収入」については、恒常的な収入に含めないこととしています。

②年間収入とは

年間収入とは、暦年や年度による期間を限定して得られた収入のことではなく、扶養の事実が発生したときから、向こう一年間の恒常的な収入の推計総額をいいます。